

# 施策目標個票

(国土交通省4-②)

施策目標	都市再生・地域再生を促進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。	
評価結果	目標達成度の測定の結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠) 全6指標のうち業績指標79では確実な目標達成に至らない可能性があるものの、主要な業績指標である業績指標80・81を含むその他の5つの指標で、目標達成に向けて順調に推移していることから、「③相当程度進展あり」と評価した。
	施策の分析	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策や、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施しているところ、主要な業績指標を中心に、数値向上に寄与しているものと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	上記施策の分析の通り、目標達成に向けて着実な進展が見受けられるが、更なる創意工夫、努力が必要と思われる施策も存在している。よって、施策の改善を含め、引き続き、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るため都市の再生、地域の再生に向けた施策を着実に実施していく。

業績指標	77 滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		31	—	—	31	53	73	A	100
	年度ごとの目標値	—	—	—	60	70			
	78 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	初期値	実績値					評価	目標値
		—	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		毎年度
		—	1.09	1.15	0.91	0.76	集計中	A	1.00未満
	年度ごとの目標値	1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満			
	79 国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合(平成24年度比)*	初期値	実績値					評価	目標値
		R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度
		84.1%	—	84.1%	79.8%	79.5%	83.0%	B	100%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	80 立地適正化計画を策定した市町村数*	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R6年度
383		231	310	383	448	504	A	600	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				
81 立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R6年度	
	257	143	209	257	316	386	A	400	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				
82 物流拠点の整備地区数	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	103地区	—	—	103地区	106地区	111地区	A	125地区	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				
参115 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R9年度	
	66%	67%	68%	68%	68%	70%		80%	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				
参116 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数	初期値	実績値					評価	目標値	
	—	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R6年度末	
	—	94/142	151/231	196/310	260/383	集計中		評価対象都市の2/3	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				

参考指標	参117 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数	初期値	実績値					評価	目標値
		—	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R6年度末
		—	100/141	160/229	220/308	251/380	集計中		評価対象都市の2/3
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	参118 都市計画道路の見直し(①見直しの検討に着手した市町村数の割合、②見直しを行った市町村数の割合)	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年3月	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度末
		①86.4% ②80.9%	①87.2% ②81.5%	①85.2% ②80.9%	①86.9% ②83.3%	①88.3% ②84.9%	①89.1% ②85.9%		①100% ②90%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	参119 低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数	初期値	実績値					評価	目標値
		—	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度末
		—	0件	0件	0件	0件	0件		約35件
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	参120 立地誘導促進施設協定の締結数	初期値	実績値					評価	目標値
		—	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度末
		—	0件	1件	1件	2件	2件		約25件
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
参121 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年		R7年	
	78.6%	—	—	78.6%	80.8%	73.0%		80%以上	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		
参122 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H25年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R5年度	
	40.50%	42.54%	43.06%	43.39%	43.95%	44.23%		44.5%	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		
参123 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	初期値	実績値					評価	目標値	
	R3年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	152施設	146施設	151施設	152施設	152施設	155施設		165施設	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		
参124 半島地域における平均課税対象所得額の対前年度比	初期値	実績値					評価	目標値	
	—	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		毎年度	
	—	1.01	1.00	1.00	1.03	1.02		1.00超	
年度ごとの目標値	—	1.00超	1.00超	1.00超	1.00超	1.00超	—		
参28【再掲】災害対応拠点を 含む都市開発が予定される拠 点地区で自立分散型面的エネ ルギーシステムが導入される 地区数	初期値	実績値					評価	目標値	
	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		R7年度	
	11地区	8地区	11地区	11地区	12地区	13地区		16地区	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	102,978	102,522	102,603	102,900	
		補正予算(b)	12,031	10,803	8,505		
		前年度繰越等(c)	22,643	46,054	46,675		
		合計(a+b+c)	137,652	159,379	157,783	102,900	
			<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	89,722	111,991				
	翌年度繰越額(百万円)	46,054	46,675				
不用額(百万円)	1,877	712					

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	まちづくり推進課 (課長 喜多 功彦)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----	--------	------------------------	----------	--------

**業績指標 77**

滞在快適性等向上区域を設定した市町村数

**評価**

A

目標値：100 市町村（令和7年度）  
 実績値：73 市町村（令和4年度）  
 初期値：31 市町村（令和2年）

**（指標の定義）**

滞在快適性等向上区域※を設定した市町村数

※多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置付けるもの。

**（目標設定の考え方・根拠）**

本取組を企画した令和元年当初、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに（構想段階も含めて）賛同する都市（ウォークアブル推進都市）として約200市町村に手を挙げていただいていた。このうち約半数の市町村で、令和3年度以降の5年間で本制度を活用した取組の具体化を目指すことを目標にしたもの。

**（外部要因）**

**（他の関係主体）**

市町村

**（重要政策）**

【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

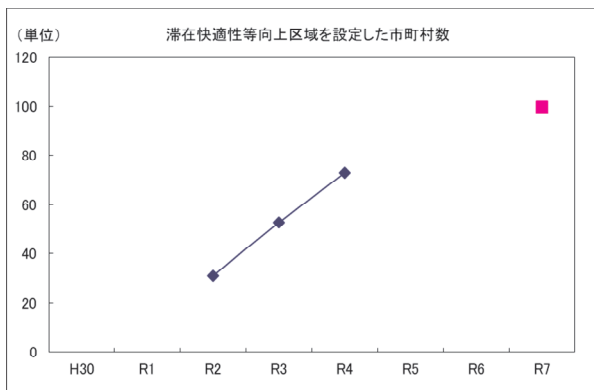
・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」

【その他】

**過去の実績値**

（暦年）

H30	R 1	R 2	R 3	R 4
		31 市町村	53 市町村	73 市町村



**主な事務事業等の概要**

○予算制度

・まちなかウォークアブル推進事業

道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。

予算額：補助金 589 百万円 及び 社会資本整備総合交付金 549,190 百万円（令和4年度）の内数

○法律・税制度

- ・一体型滞在快適性等向上事業

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内の民間事業者等が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業。税制特例、法律上の特例等の支援措置が講じられる。

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

法律・税制・予算等支援制度により、市町村が都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域を位置付けるように促している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移しているため、A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 喜多 功彦）

関係課：都市局街路交通施設課（課長 服部 卓也）

**業績指標 78**

半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

**評 価**

A

目標値：1.00未満

(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)

実績値：0.76 (令和3年)、集計中 (令和4年)

初期値：なし

**(指標の定義)**

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (総務省)」により、半島振興対策実施地域 (以下「半島地域」という) における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値を示していたことから、過去と比べて減少幅が縮小していくことを目指す。計算に当たっては過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。

※社会増減率：社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) を、期間の期末人口で除したもの

・直近値 (令和3年 (R4.1.1))：半島地域における社会増減率 (R3) (a)  $(\Delta 15,568 (\text{社会増減数}) \div 3,871,165 (\text{半島地域総人口})) \times 100 \approx \Delta 0.402\%$

半島地域における過去5ヶ年平均の社会増減率 (H28～R2) (b)  $(\Delta 0.500\% + \Delta 0.505\% + \Delta 0.541\% + \Delta 0.588\% + \Delta 0.488\%) / 5 \approx \Delta 0.524\%$

a/b=0.76 (※令和4年社会増減率は集計中)

**(目標設定の考え方・根拠)**

半島振興法 (以下、「法」という) は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。

評価年次の半島地域内における社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) が過去5ヶ年の社会増減率の平均値よりも大きかった場合には1.00超 (転出増の値が拡大) となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満 (転出増の幅は縮小) を達成することとなる。

**(外部要因)**

災害、景気変動

**(他の関係主体)**

半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・「デジタル田園都市国家構想総合戦略 (令和4年12月23日閣議決定)」において「半島振興広域連携促進事業費補助金を活用し、交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援することで、半島地域の自立的発展を図る。」(第4章 2. (1)) とされている。

・新しい資本主義「フォローアップ (令和4年6月7日閣議決定)」において「離島、半島、豪雪地帯、特定農山村等における地域固有の課題解決を促進するため、遠隔医療、遠隔教育、グリーンスローモビリティ、ドローン配送、再エネ、屋根の雪下ろしの人的・技術的サポート、野生鳥獣対策等に係る先進技術を活用した取組について、2025年度までに計130以上の地方公共団体への展開を目指す。」(Ⅲ 1. (3)) とされている。

・「経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)」において「過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。」(第2章 2. (3)) とされている。

・「デジタル田園都市国家構想基本方針 (令和4年6月7日閣議決定)」において「平地に恵まれないなど、制約が多い半島地域において、地域資源を活かした交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援すること等により、地域の自立的発展を図る。」(第3章 1. (5)) とされている。

・「国土形成計画 (平成27年8月閣議決定)」において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第6節 (4))」とされている。

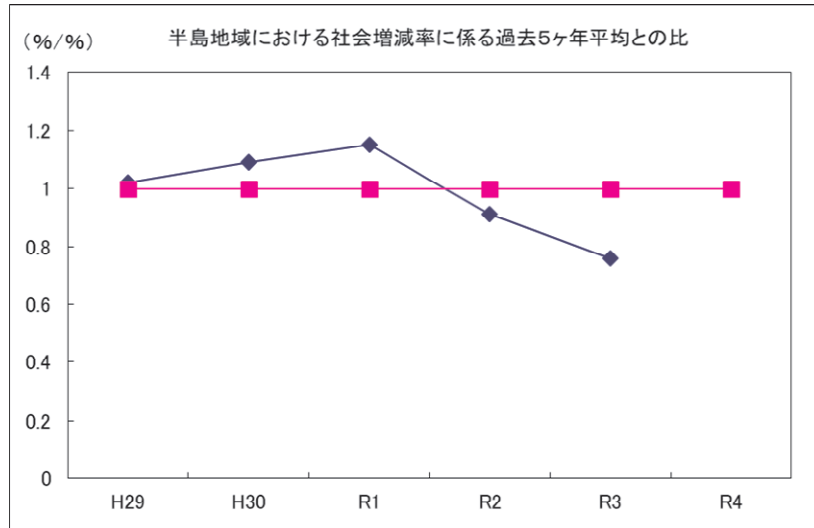
**【閣決 (重点)】**

なし

**【その他】**

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」は、平成26年調査（平成25年度（H26.1.1））から、年度区切りではなく暦年区切りとされている。

過去の実績値				(年度)
H30	R1	R2	R3	R4
1.09	1.15	0.91	0.76	集計中

**主な事務事業等の概要**

- ・半島地域振興対策事業経費（令和4年度）  
半島地域における産業振興、交流促進、定住促進への支援  
（予算額：67百万円）
- ・半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）（令和6年度末まで適用）  
半島地域において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供するために取得される、機械・装置、建物・附属設備、構築物について、5年間の割増償却を実施。

**測定・評価結果****目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

実績値は平成30年、令和元年と目標値から遠ざかっていたが、令和2年以降目標値を上回って順調に推移した。ただし、これはコロナ禍によって大都市部への人口流入が抑制された結果と見られ、今後の指標の動向については、予断を許さない状況にあると考えている。

**(事務事業等の実施状況)**

- ・半島地域の複数の取組主体が実施する地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業に対して所要の補助（半島振興広域連携促進事業）を行った（半島22道府県中14道府県（令和4年度））。
- ・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村においては、事業者には5年間の割増償却や固定資産税等の不均一課税が認められていることから、産業振興促進計画の策定率向上及び税制活用実績数増加を図るため、関係道府県及び市町村への制度周知等を行い、普及促進に努めた。
- ・令和6年度末に迫った法の期限を前に、同法施行状況の評価のため、半島地域の現況や半島振興対策の実施状況等を把握するとともに半島地域を取り巻く状況や課題を整理した。また、条件不利地域における地方活性化（半島）施策として、半島の食のブランド化を推進するための実証調査を実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

実績値が目標を上回ったため、A評価とした。

業績指標については、令和3年の実績値（令和4年実績値は集計中）は目標値を上回った。令和元年までは就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率として目標値を下回る傾向が続いていたところ、令和2年より一転して目標値を上回る傾向となり、令和3年の実績においては0.76と目標を達成した。ただし、これについてはコロナ禍の影響と推定される等特殊な環境の下での数値であると考えられるため、引き続き、半島地域の社会増減率の改善に資する施策を推進していくこととする。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室（室長 石田 康典）

**業績指標 79**

国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市（令和2年度時点）の主要地区の地価の増加割合（平成24年度比）（\*）

<b>評 価</b>	
B	目標値：100%（令和7年度） 実績値：83.0%（令和4年度） 初期値：84.1%（令和元年度）

**（指標の定義）**

都市再生特別措置法第19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により国際競争力の強化のための基盤整備を実施している都市（令和2年度時点）の主要地区の地価の増加割合を算出する。

算出方法：成果実績（達成度） = {（調査年度の地価総計額） / （H24年度調査の地価総計額） - 1.0} × 100（%）

※該当年1月1日時点の公示地価

**（目標設定の考え方・根拠）**

特定都市再生緊急整備地域における都市開発プロジェクトの促進に必要となるインフラ整備等の推進により、大都市の都市再生、さらには国際競争力強化を図ることを目的としており、その成果を定量的に判断し得る指標として、地価の増加割合を目標値に設定する。

なお、国際競争拠点都市整備事業は、平成23年度に制度創設した事業であり、事業効果が地価に反映されるには一定の時間を要するため、事業効果発現前の時点として平成24年度を評価の基準年度として設定した。

**（外部要因）**

景気の動向

**（他の関係主体）**

地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

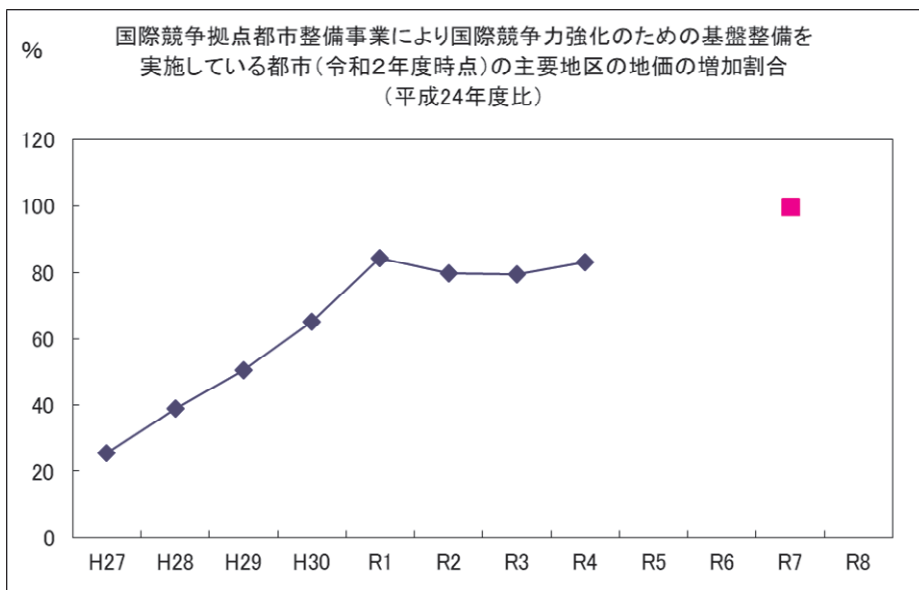
まち・ひと・しごと創生基本方針 2021（令和3年6月18日）「民間投資の喚起や都市再生の質の向上を図るため、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融、税制等の支援等により、都市再生を力強く進める。」（第3章 4.（1）①iii（a））

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」

**【その他】**

過去の実績値				（年度）	
H30	R1	R2	R3	R4	
65.3%	84.1%	79.8%	79.5%	83.0%	





## 主な事務事業等の概要

### ○国際競争拠点の整備の推進

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。(令和4年度：130億円)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

令和元年度までは順調に実測値は上昇していたが、コロナの影響により令和2年度に地価が全国的に横ばい・下落し、実測値も同様に下落している(平成30年度から令和2年度にかけて、65.3%、84.1%、79.8%)。その後、ウイズコロナの下で景気は緩やかに持ち直し地価はコロナ前へ回復傾向にあるが、目標年度に目標値を達成できない可能性があることから、順調でないと判断した。

#### (事務事業等の実施状況)

都市再生特別処置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる地域の拠点や基盤となる都市拠点のインフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に予算措置を講じている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

国際競争拠点都市整備事業により国際競争力の強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)は、7都市、主要地区は9地点あるところ、コロナの影響で地価が全国的に横ばい・下落に転じる中、大阪や名古屋等でも地価が大きく下落し、目標年度に目標値を達成するとは言えない状況にあるため、「B」と評価した。しかしながら、商業地における全国平均の地価の増加割合と比べ、対象地区の地価の増加割合は高い傾向にある(令和4年度はそれぞれ58.1%、83.0%)。そのため、引き続き、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に支援を行い、現在の施策を着実に推進していく。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 筒井 祐治)

都市局街路交通施設課(課長 服部 卓也)

関係課：都市局まちづくり推進課(課長 喜多 功彦)

**業績指標 80**

立地適正化計画を策定した市町村数(\*)

**評 価**

A

目標値：600 市町村（令和 6 年度）  
 実績値：504 市町村（令和 4 年度）  
 初期値：383 市町村（令和 2 年度）

**（指標の定義）**

都市計画区域が指定されている市町村 1,374 市町村(令和 2 年 3 月 31 日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を策定した市町村数

**（目標設定の考え方・根拠）**

- ・立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトなまちづくりが推進される。
- ・当初、立地適正化計画の作成意向のある約 150 市町村（平成 26 年 9 月末時点調査）において、令和 2 年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を 150 市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約 300 市町村（平成 29 年 7 月末時点調査）において着実な計画作成がなされることを見込んで、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和 6 年度末までの目標作成都市数を 600 市町村と設定。

**（外部要因）**

—

**（他の関係主体）**

市町村（立地適正化計画の作成主体）

**（重要政策）****【施政方針】**

—

**【閣議決定】**

- ・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）
- ・都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日）
 

我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。

ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。（第一. 2）等
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日）
 

災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。
- ・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日）
 

（交通・物流、インフラ、都市の課題解決）

…インフラ分野の DX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

（都市の競争力向上）

多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する
- ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和 4 年 6 月 7 日)
 

i 魅力的な地方都市生活圏の形成

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
- ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日）
 

④魅力的な地域をつくる

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

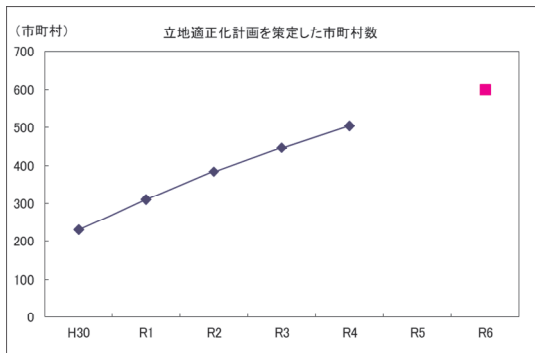
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
2 3 1 市町村	3 1 0 市町村	3 8 3 市町村	4 4 8 市町村	5 0 4 市町村



### 主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：6.4億円（令和4年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

コンパクトシティの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、都市の骨格となる公共交通の確保や都市圏全体でのコンパクト化の推進等を図る支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化を実施し、市町村を省庁横断的に支援している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課（課長 鈴木 章一郎）

関係課：

**業績指標 8 1**

立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数(\*)

**評 価**

A

目標値：400 市町村（令和 6 年度）  
 実績値：386 市町村（令和 4 年度）  
 初期値：257 市町村（令和 2 年度）

**（指標の定義）**

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数

**（目標設定の考え方・根拠）**

- ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。
- ・目標設定時点における立地適正化計画の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和 6 年度末までの目標作成都市数を 400 市町村と設定。

**（外部要因）**

—

**（他の関係主体）**

市町村（立地適正化計画の作成主体）

**（重要政策）****【施政方針】**

—

**【閣議決定】**

- ・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）
- ・都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日）
 

我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。

ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。（第一. 2）等
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日）
 

災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。
- ・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日）
 

（交通・物流、インフラ、都市の課題解決）

…インフラ分野の DX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

（都市の競争力向上）

多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォークアブルなまちづくりを推進する
- ・デジタル田園都市国家構想基本方針（令和 4 年 6 月 7 日）
 

i 魅力的な地方都市生活圏の形成

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
- ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日）
 

④魅力的な地域をつくる

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

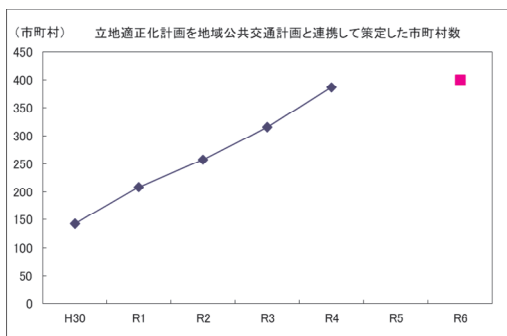
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H30	R1	R2	R3	R4
143市町村	209市町村	257市町村	316市町村	386市町村



### 主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業  
 市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。  
 予算額：6.4億円（令和4年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)  
 順調である。  
 過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)  
 関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、都市の骨格となる公共交通の確保や都市圏全体でのコンパクト化の推進等を図る支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化を実施し、市町村を省庁横断的に支援している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、Aと評価した。  
 今後も、現在の施策を着実に推進していく。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課（課長 鈴木 章一郎）、総合政策局地域交通課（課長 墳崎 正俊）  
 関係課：

業績指標 8 2

物流拠点の整備地区数

評価

A

目標値：125地区（令和7年度）  
 実績値：111地区（令和4年度）  
 初期値：103地区（令和2年度）

（指標の定義）

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）

土地区画整理事業手法等の活用等による高速道路や港湾周辺等の物流施設用地の整備推進の取組を測る指標として、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）

総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日）

「① ポストコロナ時代における非接触や非対面、デジタル化等に対応した物流インフラの整備」

【閣決（重点）】

なし

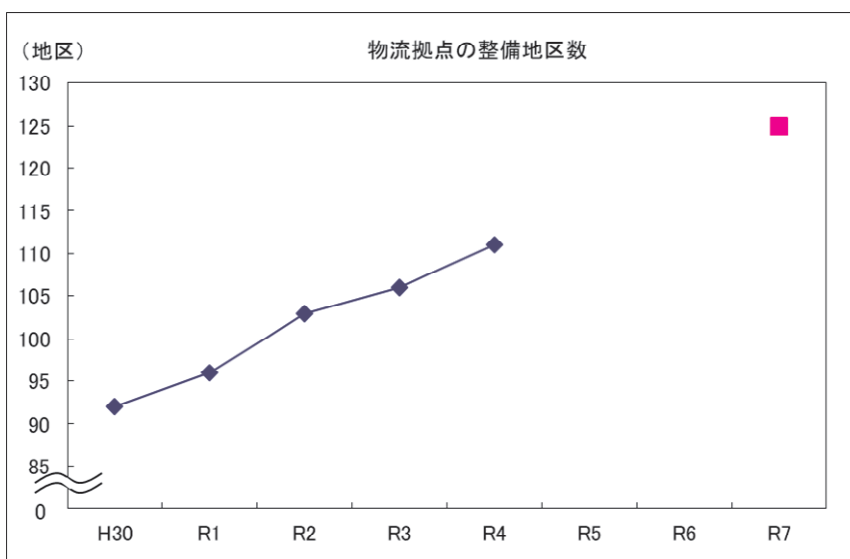
【その他】

なし

過去の実績値（単位：地区）

（年度）

H30	R1	R2	R3	R4
92	96	103	106	111



## 主な事務事業等の概要

○流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

過去の実績値のトレンドでは R7 年度に目標値にわずかに達しないものの、現在事業中の物流拠点の整備完了予定（令和 5～7 年度の間に 14 地区完了見込）を踏まえると目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

#### (事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や、近年の流通業務市街地関連施策等について普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、今後の整備予定を踏まえると、目標達成に向け着実に推移しているため、A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局市街地整備課（課長 筒井 祐治）

関係課：